

資料 4

全日遊連(協)発第85号
平成12年4月13日

警察庁生活安全局長
黒澤正和 殿

全日本遊技事業協同組合
理事長 浅野



消費税の転嫁方法は正についての陳情書

平素は、業界に格別のご指導、ご配慮を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、平成元年4月1日から施行された消費税の転嫁方法につきましては、貴庁から「消費税の転嫁方法について」(平成元年3月20日付警察庁丙安発第10号保安部略)において、消費税については、「当面の間、客の取得した出玉、メダルを賞品と交換するとき消費税分(3%)として交換率を上げる」方法により消費税を転嫁することの了承をいただき、平成9年4月1日から施行された消費税5%の改正以後も、上述の方法で消費税を転嫁して参りました。

しかし、「当面の間」につきましては既に10年余りが経過し、この間業界をめぐる諸情勢も大きく変わって参りました。また、今後の消費税の推移にも正しく対応して参りたいと考えております。

そこで、この際、消費税の転嫁については消費税法上の本来の形に戻し、最終消費者である遊技客全員に対して遊技球等の賃貸時において消費税を転嫁することに致したいと思っております。

その際、転嫁方法の変更による混乱が起きないように準備期間を十分にとり、消費税の転嫁方法について正しい理解を得られるように広報に努め、特に現行の賞品交換時での消費税の転嫁方法を厳格に改善するように指導を致します。

つきましては、なにとぞ業界の真情をお汲み取り下さいまして、今後は貸玉1個4円及びメダル1枚20円を超えることのない遊技料金に対して、消費税を付加する転嫁方法に致すことをご了承賜りたく、業界を代表してお願い申し上げます。